

令和 8 年 第 1 回 臨時 会

松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 5 日 開 会

令和 8 年 2 月 5 日 閉 会

松 崎 町 議 会

令和 8 年 第 1 回 松 崎 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月5日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松崎町 一般会計補正予算（第5号））	3
○議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算（第6号）について	5
○閉会の宣告	11
○署名議員	12

令和8年第1回松崎町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和8年2月5日(木)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松崎町一般会計補正予算(第5号))
日程第 4 議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算(第6号)について
-

出席議員(8名)

1番	藤井昭一君	2番	菜野良枝君
3番	高橋良延君	5番	小林克己君
6番	深澤守君	7番	高柳孝博君
8番	藤井要君	9番	田中道源君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
総務課長 兼防災監	鈴木悟君	健康福祉課長	糸川成人君
産業建設課長	高橋和彦君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田口文人君	書記	中村龍太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（田中道源君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年松崎町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（田中道源君） 直ちに本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着をとることを許可します。撮影及びタブレット等端末の持込みの許可について申出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（田中道源君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中道源君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、藤井 要君、1番、藤井昭一君、補欠、2番、菜野良枝君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（田中道源君） 日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中道源君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◎日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松崎町一般会計補正予算(第5号))

○議長(田中道源君) 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松崎町一般会計補正予算(第5号))の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松崎町一般会計補正予算(第5号))についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長(田中道源君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(鈴木 悟君) それでは議案第1号 令和7年度松崎町一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係る経費となります。

本補正予算は、令和8年1月15日に専決を行ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,289万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表でご説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の補正額になります。まず歳入からご説明いたします。款、項、補正額の順に読み上げます。

14款国庫支出金、3項委託金888万4,000円。

歳入合計、補正前の額46億2,401万2,000円。補正額888万4,000円。計46億3,289万6,000円でございます。

続きまして、歳出、3ページをお願いします。同じく、款、項、補正額の順に読み上げます。

2款総務費、4項選挙費888万4,000円。

歳出合計、補正前の額46億2,401万2,000円。補正額888万4,000円。計46億3,289万6,000円でございます。

続きまして補正額の財源内訳についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は888万4,000円ですが、こちらの財源につきましては、全額国庫支出金となります。

それでは歳入歳出について主なものをご説明いたします。まず歳出からご説明いたします。9ページをお願いします。

2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費、1節報酬、204万円につきまして、選挙管理委員会委員報酬9万6,000円は、4名の委員さん分、投票管理者、投票立会人は、期日前投票と投票日に係る費用として80名分、開票立会人は10名分となります。

会計年度任用職員につきましては、事務補助として32日分、3節職員手当等337万7,000円は、選挙事務に従事する職員の時間外、休日の勤務手当と管理職特別勤務手当は、選挙の日数が多いことから、管理職にも選挙事務を依頼するものでございます。

10ページをお願いします。

12節、委託料45万円は、労務委託、シルバー人材センターは56か所のポスター掲示板の設置費、投票用紙読取分類機ファイル作成等業務委託は、比例代表と最高裁判所裁判官の票を読み取るデータ作成費用などとなります。

15節原材料費39万円は、ポスター掲示板代となります。

17節備品購入費20万円は、投票記載台4台分となります。

続きまして歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。

14款国庫支出金、3項1目3節選挙費委託金888万4,000円は、衆議院議員選挙事務委託金

として全額国庫により補填されるものでございます。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松崎町一般会計補正予算（第5号））の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第4 議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（田中道源君） 日程第4 議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算（第6号）について
でございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） それでは、議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正
予算（第6号）についてご説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,164万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ46億9,454万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は第1表でご説明いたします。

次に、繰越明許費の補正第2条でございます。繰越明許費の追加は第2表でご説明いたし
ます。

次に、地方債の補正第3条でございます。地方債の変更は第3表にてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の補正額になります。まず歳入からご
説明いたします。款、項、補正額の順に読み上げます。

10款地方交付税、1項地方交付税1,125万8,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金2,574万2,000円。

15款県支出金、2項県補助金764万5,000円。

21款町債、1項町債1,700万円。

歳入合計、補正前の額46億3,289万6,000円。補正額6,164万5,000円。計46億9,454万1,000
円でございます。

続きまして歳出3ページをお願いいたします。同じく、款、項、補正額の順に読み上げま
す。

3款民生費、2項児童福祉費1,045万1,000円。

5款農林水産業費、1項農業費3,419万4,000円。

7款土木費、4項港湾費1,700万円。

歳出合計、補正前の額46億3,289万6,000円。補正額6,164万5,000円。計46億9,454万1,000円でございます。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正になります。

3款2項児童福祉費の物価高騰対応子育て応援手当支給事業費（物価高対応子育て応援手当支給事業）1,045万1,000円ですが、支給申請が年度を越える場合があり、予算を確保する必要があるため繰り越すものでございます。

次に5款1項農業費、国土調査費（国土調査事業）3,419万4,000円ですが、令和7年度国の補正予算の追加、繰越事業要望調査があり、円滑な事業遂行のため、要望したため、繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債の補正になります。左側が補正前で、右側が補正後となります。太字で表記してあるところが今回の補正となります。

港湾整備事業として、松崎旧港の浚渫事業について、県の事業費が5,100万円増額となったことから、町負担金も増額となり、公共事業等債として限度額を1,800万円から3,500万円に補正するものでございます。

続きまして、補正額の財源内訳についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は6,164万5,000円ですが、こちらの財源につきましては、国県支出金が3,338万7,000円、地方債が1,700万円、一般財源が1,125万8,000円となります。

それでは歳入歳出の主な事業についてご説明いたします。まず歳出からご説明いたします。13ページをお願いいたします。

3款民生費、2項5目物価高対応子育て応援手当支給事業費は、物価高対応子育て応援手当として児童1人当たり2万円を支給するもので、令和7年9月分の児童手当の支給対象児童と申請が必要な公務員及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した対象児童の合計490人分を計上しております。

また、支給事業に要する経費として、3節職員手当等の時間外勤務手当から12節委託料、電算システム改修業務委託費費用を計上したものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項10目国土調査費、2節給料、会計年度任用職給、278万4,000円から3節職員手当等の地域手当（会計年度任用職員）につきましては、国土調査業務の事務補助となります。

次に、10節需用費、消耗品費116万2,000円につきましては、境界杭や事務用品にかかる費

用となります。

次に、12節委託料、測量業務委託2,760万7,000円につきましては、現地測量や復元測量にかかる費用となります。実施予定地区につきましては、岩地と石部地区になります。

15ページをお願いいたします。

7款土木費、4項1目港湾管理費、18節負担金補助及び交付金、松崎港湾維持修繕事業1,700万円は、先ほどの地方債の補正で説明したとおりでございます。

続きまして歳入についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項1目1節普通地方交付税1,125万8,000円は、再算定に伴う普通交付税の交付決定額で未予算化分を不足財源の補填とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目4節、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金。980万円は、応援手当分として、その下の物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金65万1,000円は、支給に係る事務費分として、国から10分の10が補助されるものでございます。

次に、一つ下の国土調査事業補助金1,529万1,000円は、事業費の2分の1が国から補助されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目1節、国土調査事業補助金764万5,000円は、事業費の4分の1が県から補助されるものでございます。

12ページをお願いいたします。

21款町債、1項5目2節、港湾整備事業、公共事業等債1,700万円は、先ほどの5ページの地方債の補正の説明のとおりでございます。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

小林克己君。

○5番（小林克己君） 4ページの繰越明許の説明をしてもらいましたが、例えば子育ての応援手当の支給っていうのは、完了するのは大体、何月頃っていう見込みか。また、国土調査の完了の日にち、予定っていうのは、決まっていますでしょうか、教えてください。

○議長（田中道源君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（糸川成人君） 申請が不要な、通常、児童手当をもらってる方につきましては、プッシュ型でできますので、年度内に支給をしたいということで考えております。ただ、公務員、及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれたお子さんなどについては、申請が必要になるということになりますので、その申請を受けてからの支給ということになりますので、そちらのほうは、年度を越える見込みとなっております。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 繰越の国土調査費に係る分ですが、こちらについてはもともと令和8年度で編成を予定していたものを補正対応、繰越対応としたものでございます。着手は幾らか早まるかとは思いますが、終了の予定は令和9年の3月を予定しております。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

高橋良延君。

○3番（高橋良延君） 15ページをお願いいたします。港湾管理費で、松崎港湾の維持修繕事業は1,700万円補正ということで、当初はこれ負担金ベースで2,000万円、これがさらに1,700万円ついたら。これ県の予算が増額されたという説明でしたけれども、この浚渫だと思うんですけども、要は今年度行うその浚渫の場所っていうところが、詳しい場所が分かりましたら、まず1点お伺いします。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 浚渫の詳しい場所ということでございますが、もともと令和7年度で予定していた場所がですね、もとの漁協の事務所があったところから幾らか沖側が令和7年度で予定をしていたところですけども、その上流側、隣接する上流側を、今補正において計上したところの予算をもって、行いたいとのこと。ほぼ漁協の事務所の横というか、前というか、その辺りでございます。

○議長（田中道源君） 高橋良延君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。場所としては、およそ分かりましたけれども、浚渫場所として、FRPクラフトですか、高木造船所という場所がありますけれども、その前っていうか、ちょっと沖側のほうが、かなり堆積土が増えてきて、非常に何か船出すとか、干潮時とかね、そういったところでは非常に苦慮してるようなことも、聞いているわけですけども、そういった、漁協側のところも確かにそれは必要なところでもありますけれども、さらにそういった、新たな場所っていうか、そういったところっていうのは、考えはあるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 本事業は県の事業でございますので、こちらのほうでどこをどの順番でということではないわけですが、頂いてる情報によってもですね、県のほうで調査の上、計画的に毎年度実施箇所を決めて、予算の範囲の中ってということにはなろうかと思いますが、毎年度実施箇所を決めて計画的にやっているようでございます。1番先ほどの造船所さんに近いほうですと、記録によると令和2年度に近くをやった記録はございますが、以降だんだんだんだん上流側へと上ってきてるという計画で進めてるという状況でございます。実施箇所については調査の上、毎年度箇所を決めて、計画的にやっているとということでこちらとしては承知をしております。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 令和7年度松崎町一般会計補正予算（第6号）についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（田中道源君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて令和8年第1回松崎町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____